

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金交付要綱

佐賀県中小企業団体中央会

令和 8 年 4 月 30 日制定

令和 8 年 8 月 17 日一部改正

(目的)

第 1 条 佐賀県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）は、物流業を支える自動車整備業において業務効率化や人材確保などの生産性向上に取り組むことを後押しするための支援を目的として、予算の範囲内において、佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、この補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 27 日総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「交付規則」という。）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和 5 年 12 月 21 日付け総行政第 327 号。以下「重点交付金要綱」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、各号のとおりとする。

- (1) 中小・小規模企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）をいい、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

- (2) 補助対象者 補助金の対象となる事業者

- (3) 補助事業者 第 8 条第 1 項に規定する交付決定を受け補助事業を実施する補助対象者

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者

- (2) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと中央会が判断する者

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象経費及び補助率は、別表第1及び別紙のとおりとする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助事業の実施期間）

第6条 事業実施期間は、原則として第8条第1項の規定による交付決定の日から令和9年1月15日までとする。ただし、補助対象経費は令和8年8月17日以降交付決定日前に発生した経費についても補助対象とすることができ、その場合の事業実施期間の始期は令和8年8月17日以降交付決定日前の日とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、この要綱で定められた資料を添付して、中央会に対しその定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 中央会は、前条の交付申請書等の提出があったときは、内容を審査のうえ、補助金の交付の決定をするものとする。なお、中央会は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることがある。

2 中央会は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第9条 規則第8条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日施行。以下「ローカル発注促進要領」という。）に沿い、県内企業と契約すること

に努めること。

- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

(契約等)

第10条 補助事業を行うため20万円(税抜)以上の売買、請負、その他の契約をする場合、補助事業者は2者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不相当である場合は、理由書(別紙1(第10条関係))を提出することで一者選定によることができる。また、やむを得ず県外企業と契約する場合は、別紙2(第10条関係)を提出すること。

なお、第6条第1項ただし書きに規定する経費については、理由書(別紙3 第6条ただし書関係)に発注書、契約書等その事実を示す書証を添付して提出すること。

(事業計画の変更等の申請)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書(様式第2号)を中央会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 交付決定を受けた補助金を減額しようとするとき
- (3) 補助対象経費の区分間の20%以上の金額を変更しようとするとき
- (4) その他中央会が必要と認めるとき

- 2 補助事業者は、本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を中央会に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業計画の変更等の承認)

第12条 中央会は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、本事業が完了したときは、事業完了日から10日を経過した日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に、この要綱で定められた資料を添付して、中央会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 中央会は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 補助金の額の確定後、補助金交付の請求をしようとする補助事業者は、補助金交付請求書（様式第 5 号）を別途指定する日までに中央会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第 16 条 中央会は、補助事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 第 11 条第 2 項の規定による中止承認申請書を第 12 条の規定により承認したとき
- (2) 法、令、規則及びこの要綱の規定、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と中央会が認めたとき
- (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと中央会が認めたとき
- (7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 第 1 項の場合において、当該取消し等に係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

4 前項の命令を受けた補助事業者は、中央会が指定する日までに遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(事業完了後の状況報告)

第 17 条 中央会は、必要に応じて補助事業終了の翌年度から 5 年度間の運用状況等について、別に通知する日までに補助事業者に提出させることができる。その場合の報告内容については別に指示するものとする。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、本事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定による耐用年数の期間内において、取得財産等管理台帳（様式第 6 号）を整え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 重点支援地方交付金交付要綱に基づき財産の処分を制限する期間は「総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」に定める耐用年数とする。

2 重点交付金交付要綱に基づき処分の制限を受ける財産は、1 件当たりの金額が 50 万円以上のものとする。

3 事業実施主体は、機械等について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、当該機械等を当該補助金の補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付

け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、中央会の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認に係る財産処分承認申請書は、様式第7号のとおりとし、その取扱については、「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月30日付け総官会第790号総務大臣通知）を準用するものとする。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、中央会が別に定めることができる。

第21条 中央会は、補助事業者に対し、本要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月30日から施行する

附 則

（改正期日）

この要綱は、令和8年8月17日から改正する

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

対象者	中小企業・小規模事業者等であって、かつ地方運輸局長から道路運送車両法第 78 条の認証を受けている次のいずれかに該当する者。 1. 佐賀県内に本社又は本店を有する事業者 2. 佐賀県外に本社又は本店を有し、佐賀県内に支店を有する事業者 （個人事業主については県内在住者とする。）	
要件	以下のいずれかに該当すること	
	賃金 UP 要件	売上減少要件
	以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和 6 年 10 月 18 日以降の事業場内最低賃金を 5 %以上引き上げること。 ※ 1 ※ 2 ②実績報告日または令和 9 年 1 月 15 日のいずれか早い日までに引き上げに伴う賃金を支給していること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ※ 1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を 5 %以上引き上げること。 ※ 2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から 5 %以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を 5 %以上上回っている場合には、この限りではない。	以下のいずれかに該当する事業者。 ① 令和 5 年 10 月～令和 8 年 3 月までの連続する 3 か月の合計売上高が令和 2 年 10 月～令和 5 年 9 月までの連続する同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少していること。 ② 令和 5 年 10 月～令和 8 年 3 月までの連続する 3 か月の合計粗利益額※ 3 が令和 2 年 10 月～令和 5 年 9 月までの連続する同 3 か月の合計粗利益額と比較して 3 %以上減少していること。 ③ 直近の決算書の営業利益額※ 4 が過去 4 年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して 3 %以上減少していること。 ※ 3 粗利益額は、売上額から売上原価を減じた金額をいう。 ※ 4 営業利益額は、売上額から販売費および一般管理費を減じた額をいう。 * 売上高比較（①）または粗利益額比較（②）において申請をする場合、令和 5 年 8 月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額 ※千円未満切捨て	補助対象経費（税別）×補助率	
補助率	3 分の 2 以内	
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1 事業者につき 15 万円～200 万円 ②小規模事業者（法人） 1 事業者につき 30 万円～200 万円 ③中小企業 1 事業者につき 50 万円～200 万円 ※①、②・・・常時使用する従業員数（5 人以下） ※③資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、常時使用する従業員数（6 人以上 100 人以下）	

別紙（第4条関係）

生産性向上に資する事業

区分	補助対象事業	補助対象経費
① 業務効率化	・システム等（在庫・作業管理システム、車両管理システム、見積書作成システム等）、設備（空調設備、換気設備、リフト、洗車設備、塗装ブース等）、機器（自動車検査機器、タイヤチェンジャー、フロンガス回収機、オイルチェンジャー、スキャンツール、フレーム修正機、溶接機、プレス機、切断機等）、車両（車載車、レッカー車等）の導入	システム導入・開発費（ソフト費用、インストール費用、工賃、ソフト導入に必要不可欠なPC購入費）、事業実施のために必要不可欠な機械器具購入費、備品購入費及び消耗品購入費、機器・物品購入費、設置費、取付工賃、施設改修費（設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用）、車両購入費
② 人材確保	・職場環境の整備（シャワー室、女性専用休憩室・更衣室トイレ、託児スペースの設置） ・技能向上や資格取得に係る技能講習受講	施設又は設備の整備費、事業実施のために必要不可欠な機械器具購入費、備品購入費及び消耗品購入費、講習受講料
③ その他	・生産性向上に資する事業として佐賀県中小企業団体中央会が必要と認めるもの	佐賀県中小企業団体中央会が必要と認めるもの

※ 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

※ 同一法人から複数の申請を提出する場合、補助金の合計額は200万円以内とし、代表者となる本店または支店等から申請するものとする。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

※ 対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとするが、補助事業を効果的に遂行するために必要であると中央会が認める場合は、令和8年8月17日以降に発生した経費も補助対象とする。

※ 中古設備は、3者以上の中古品流通業者から型式や年式が記載された相見積りを取得した場合のみ補助対象とする。